

第2章 計画策定の背景

1 教育の情報化に関する政府全体の主な施策・提言等

(1) 第3期教育振興基本計画（平成30年6月15日閣議決定）

教育振興基本計画は、教育基本法に示された理念の実現と、我が国の教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、同法第17条第1項に基づき、政府として策定する計画であり、平成30年6月15日付で第3期の教育振興基本計画が閣議決定されました。同計画における「今後5年間の教育政策の目標と施策群」において、教育の情報化に関する施策などを推進することとなっています。

目標（17）ICT利活用のための基盤の整備

初等中等教育段階について

- ① 必要な情報を収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達できる能力（情報活用能力）の育成及びこれを支えるICTの基本的な操作スキルの習得
- ② 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に向けた各教科等の指導におけるICT活用の促進
- ③ 校務のICT化による教職員の業務負担軽減及び教育の質の向上
- ④ それらを実現するための基盤となる学校のICT環境整備の促進

（測定指標）

- ・ 教師のICT活用指導力の改善
- ・ 学習者用コンピュータを3クラスに1クラス分程度
- ・ 普通教室における無線LANの100%整備
- ・ 超高速インターネットの100%整備

教育のICT化に向けた環境整備5か年計画

●目標水準

- ① 学習者用コンピュータ：3クラスに1クラス分程度整備
- ② 指導者用コンピュータ：授業を担当する教師一人一台
- ③ 大型提示装置・実物投影機：100%整備
- ④ 超高速インターネット及び無線LAN：100%整備
- ⑤ 統合型校務支援システム：100%整備
- ⑥ ICT支援員：4校に一人配置
- ⑦ 上記のほか、学習用ツール、予備用学習用コンピュータ、充電保管庫、学習用サーバ、校務用サーバ、校務系コンピュータやセキュリティに関するソフトウェアについても整備

(2) 経済財政運営と改革の基本方針 2019～「令和」新時代：「Society5.0」への挑戦～（令和元年6月21日閣議決定）

令和元年6月、令和の時代の新しい日本の在り方、Society5.0への挑戦を前面に据えた「経済財政運営と改革の基本方針」いわゆる「骨太の方針」が取りまとめられました。同方針において、「Society5.0時代にふさわしい仕組みづくり」として、「初等中等教育改革等」において、遠隔教育等の教育の情報化の推進、学校のICT環境整備、教育データのデジタル化・標準化等の施策を推進することとされました。

Society 5.0時代にふさわしい仕組みづくり①

成長戦略実行計画をはじめとする成長力の強化		
<p>Society 5.0の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ● デジタル市場のルール整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 内閣官房にデジタル市場の競争状況の評価等を行う専門組織の設置 ・ 2020年通常国会に「デジタル・プラットフォーム取引透明化法（仮称）」法案提出 ● フィンテック/金融分野 <ul style="list-style-type: none"> ・ 2020年通常国会に決済分野について銀行以外でも幅広い送金を可能とするための法案提出 ・ 業態別から機能別・横断的な法制の実現 ● モビリティ <ul style="list-style-type: none"> ・ 2020年通常国会にタクシー事業者が協力する自家用有償制度の手続きを容易化する法案提出 ・ タクシーの相乗りの年度内の全国導入 ・ 2022年度目途でドローンの有人地帯での目視外飛行 ● コーポレート・ガバナンス <ul style="list-style-type: none"> ・ 支配的な親会社が存在する上場子会社のガバナンス基準 	<p>全世代型社会保障への改革</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 70歳までの就業機会確保 <ul style="list-style-type: none"> ・ 2020年通常国会に65歳から70歳までの就業機会確保について、多様な選択肢を法制度上整えるための法案提出 ● 中途採用・経験者採用の促進 ● 疾病・介護の予防 <ul style="list-style-type: none"> ・ 疾病予防や介護予防を強化するため、交付金制度の抜本強化（保険者努力支援制度、介護インセンティブ交付金制度） 	<p>人口減少下での地方施策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域のインフラ維持と競争政策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 2020年通常国会に乗合バスと地域銀行について、独占禁止法の特例法案（時限措置）提出 ● 地方への人材供給 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大都市圏から地方への人材供給の促進を促す仕組みの構築
人づくり革命、働き方改革、所得向上策の推進		
<p>人づくり革命</p> <p>□ 幼児・高等教育等無償化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 幼児教育・保育無償化・質の確保・向上、2020年度高等教育無償化・私立高校実質無償化 <p>□ 初等中等教育改革</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 教育システムの複雑化 ● 教育の情報化：データのデジタル化・標準化、希望する小・中・高での遠隔教育活用 ● 中途退学の未然防止のための体制整備、中退者への切れ目ない支援 ● 多様な高校教育：特色ある教育のための類型化などの普通科改革、高大連携、地域・グローバル人材の育成 ● 学校における働き方改革：業務の効率化・精選、指導・事務体制の強化・充実 <p>□ 大学改革</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 未来社会の構想・設計力などSociety 5.0時代に求められる能力の育成 ● STEAM教育の充実：AI・数理・データサイエンス教育 ● 専門職大学や専門学校等における企業等と連携した実践的な職業教育 ● 大学の連携・統合 <p>□ リカレント教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 大学や専修学校等のリカレント教育の拡大 ● 人材の育成などにおける民間企業等の知見・ノウハウの最大限活用 ● 早期卒業・長期履修制度や単位累積加算制度の活用、学位取得の弾力化 <p>働き方改革</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、同一労働同一賃金の導入 	<p>所得向上策の推進</p> <p>□ 就職氷河期世代支援プログラム</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 支援対象の見込みは100万人程度 ● 正規雇用者を30万人増やすことを目指す ● 社会参加支援が先進的な地域の取組の横展開 <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象者の実態・ニーズを明らかにし、必要な人に支援が届く体制の構築 ● 相談、教育訓練から就職まで切れ目ない支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ きめ細かな伴走支援型の就職相談体制の確立 ・ 受けやすく、即効性のあるリカレント教育の確立 ・ 採用企業側の受入機会の増加につながる環境整備 ・ 民間ノウハウの活用 ● 個々人の状況に合わせた、より丁寧な寄り添い支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ アウトリーチの展開 ・ 支援の輪の拡大 ● 官民協働スキームとしてプラットフォームを形成・活用 <p>□ 最低賃金の引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 生産性向上に取り組み中小・小規模事業者へ伴走型支援を粘り強く行うなど思い切った支援策を講じるとともに、下請事業者による労務費上昇の取引対価への転嫁を図る ● 最低賃金については、この3年、年率3%程度を目途として引き上げられてきたことを踏まえ、景気や物価動向を見つつ、中小・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備の取組とあわせて、より早期に全国加重平均が1000円になることを目指す ● 我が国の賃金水準が他の先進国との比較で低い水準に留まる理由の分析をはじめ、最低賃金の在り方について引き続き検討 	

図1：経済財政運営と改革の基本方針 2019～「令和」新時代：「Society5.0」への挑戦～ 概要

(3) 学校教育の情報化の推進に関する法律（令和元年6月）

令和元年6月、「学校教育の情報化に関する法律」が成立し、公布・施行されました。同法は、学校教育の情報化の推進に関し、基本理念を定め、関係者の責務を明らかにすること等により、学校教育の情報化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって次代の社会を担う児童・生徒の育成に資することを目的としています。

同法においては、学校教育の情報化の推進に関し、国、地方公共団体、学校の設置者それぞれの責務を示すとともに、文部科学大臣に、学校教育の情報化の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための「学校教育情報化推進計画」を

定めることを義務付けており、また、都道府県及び市町村に対して各団体の区域における学校教育の情報化の推進に関する施策についての計画を定める努力義務を課しています。

また、学校教育の情報化の推進に関する施策として、「デジタル教材等の開発及び普及の推進」等を挙げ、国が必要な措置を講ずることとしています。

学校教育の情報化の推進に関する法律 概要			
第一 目的（1条）	<p>高度情報通信ネットワーク社会の発展に伴い、学校における情報通信技術の活用により学校教育が直面する課題の解決及び学校教育の一層の充実を図ることが重要</p> <p>全ての児童生徒がその状況に応じて効果的に教育を受けることができる環境の整備を図るため、学校教育の情報化の推進に関し、基本理念、国等の責務、推進計画等を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって次代の社会を担う児童生徒の育成に貢献</p>		
第二 定義（2条）	<p>学校教育の情報化：学校の各教科等の指導等における情報通信技術の活用及び学校における情報教育の充実並びに学校事務における情報通信技術の活用</p>		
第三 基本理念（3条）	<ol style="list-style-type: none"> ① 情報通信技術の特性を生かして、児童生徒の能力、特性等に応じた教育、双方向性のある教育等を実施 ② デジタル教材による学習とその他の学習を組み合わせるなど、多様な方法による学習を推進 ③ 全ての児童生徒が、家庭の状況、地域、障害の有無等にかかわらず学校教育の情報化の恵沢を享受 ④ 情報通信技術を活用した学校事務の効率化により、学校の教職員の業務負担を軽減し、教育の質を向上 ⑤ 児童生徒等の個人情報の適正な取扱い及びサイバーセキュリティの確保 ⑥ 児童生徒による情報通信技術の利用が、児童生徒の健康、生活等に及ぼす影響に十分配慮 		
第四 国の責務等（4～6条）	<p>国、地方公共団体及び学校の設置者の責務を規定</p>		
第五 法制上の措置等（7条）	<p>政府は、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならないこと</p>		
第六 推進計画（8・9条）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 文部科学大臣は、基本的な方針、期間、目標等を定めた学校教育情報化推進計画を策定（総務大臣、経済産業大臣その他の関係行政機関の長と協議） 2. 地方公共団体も計画を策定（努力義務） 		
第七 基本的施策[※]（10～21条）	<table border="0"> <tr> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1. デジタル教材等の開発及び普及の促進 2. 教科書に係る制度の見直し 3. 障害のある児童生徒の教育環境の整備 4. 相当の期間学校を欠席する児童生徒に対する教育の機会の確保 5. 学校の教職員の資質の向上 6. 学校における情報通信技術の活用のための環境の整備 </td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 7. 学習の継続的な支援等のための体制の整備 8. 個人情報の保護等 9. 人材の確保等 10. 調査研究等の推進 11. 国民の理解と関心の増進 <p>※ 地方公共団体は、国の施策を勸業し、その地域の状況に応じた学校教育の情報化の推進を図るよう努力</p> </td> </tr> </table>	<ol style="list-style-type: none"> 1. デジタル教材等の開発及び普及の促進 2. 教科書に係る制度の見直し 3. 障害のある児童生徒の教育環境の整備 4. 相当の期間学校を欠席する児童生徒に対する教育の機会の確保 5. 学校の教職員の資質の向上 6. 学校における情報通信技術の活用のための環境の整備 	<ol style="list-style-type: none"> 7. 学習の継続的な支援等のための体制の整備 8. 個人情報の保護等 9. 人材の確保等 10. 調査研究等の推進 11. 国民の理解と関心の増進 <p>※ 地方公共団体は、国の施策を勸業し、その地域の状況に応じた学校教育の情報化の推進を図るよう努力</p>
<ol style="list-style-type: none"> 1. デジタル教材等の開発及び普及の促進 2. 教科書に係る制度の見直し 3. 障害のある児童生徒の教育環境の整備 4. 相当の期間学校を欠席する児童生徒に対する教育の機会の確保 5. 学校の教職員の資質の向上 6. 学校における情報通信技術の活用のための環境の整備 	<ol style="list-style-type: none"> 7. 学習の継続的な支援等のための体制の整備 8. 個人情報の保護等 9. 人材の確保等 10. 調査研究等の推進 11. 国民の理解と関心の増進 <p>※ 地方公共団体は、国の施策を勸業し、その地域の状況に応じた学校教育の情報化の推進を図るよう努力</p>		
第八 学校教育情報化推進会議（22条）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 関係行政機関相互の調整を行う学校教育情報化推進会議を政府内に設置 2. 1.の調整を行うに際しては、有識者で構成する学校教育情報化推進専門家会議の意見を聴取 		

図2：学校教育の情報化の推進に関する法律 概要

（令和元年6月28日公布・施行）

(4) 安心と成長の未来を拓く総合経済対策（令和元年12月5日閣議決定）

令和元年12月5日に閣議決定した「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」において、「初等中等教育において、society5.0という新たな時代を担う人材の教育や、特別な支援を必要とするなどの多様な子供たちを誰一人取り残すことのない一人一人に応じた個別最適化学習にふさわしい環境を速やかに整備するため、学校における高速大容量のネットワーク環境（校内LAN）の整備を推進するとともに、特に、義務教育段階において、令和5年度までに、全学年の児童生徒一人一人がそれぞれ端末を持ち、十分に活用できる環境の実現を目指すこととし、事業を実施する地方公共団体に対し、国として継続的に財源を確保し、必要な支援を講ずることとする。あわせて、教育人材や教育内容といったソフト面でも対応を行う」と示されています。

GIGAスクール構想の実現(Global and Innovation Gateway for ALL)

文部科学省

① 施策の目的

Society 5.0時代を生きる子供たちにとって、教育におけるICTを基盤とした先端技術等の効果的な活用が求められる一方で、現在の学校ICT環境の整備は遅れており、自治体間の格差も大きい。令和時代のスタンダードな学校像として、全国一律のICT環境整備が急務。

このため、1人1台端末及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するとともに、並行してクラウド活用推進、ICT機器の整備調達体制の構築、利活用優良事例の普及、利活用のPDCAサイクル徹底等を進めることで、多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させる。

② 施策の概要

- (1) 校内通信ネットワークの整備 - 国公立の小・中・特支・高等学校等における校内LANを整備
電源キャビネットの整備 - 国公立の小・中・特支等に電源キャビネットを整備
- (2) 児童生徒1人1台端末の整備 - 国公立の小・中・特支等の児童生徒が使用するPC端末を整備

③ 施策の具体的内容

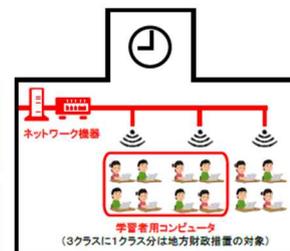
事業スキーム

- | | |
|------------------------------|----------------------------|
| (1) 公立 補助対象：都道府県、政令市、その他市区町村 | 補助割合：1/2 ※市町村は都道府県を通じて国に申請 |
| 私立 補助対象：学校法人 | 補助割合：1/2 |
| 国立 補助対象：国立大学法人、(独)国立高等専門学校機構 | 補助割合：定額 |

- | | | |
|--|-----------------------|-------------------|
| (2) 公立 交付先：民間団体(執行団体) ※市町村は都道府県を通じて民間団体に申請、国は民間団体に補助金を交付 | 補助対象：都道府県、政令市、その他市区町村 | 補助割合：定額(4.5万円) |
| 私立 補助対象：学校法人 | | 補助割合：1/2(上限4.5万円) |
| 国立 補助対象：国立大学法人 | | 補助割合：定額(4.5万円) |

措置要件

- ✓ 「1人1台環境」におけるICT活用計画、さらにその達成状況を踏まえた教員スキル向上などのフォローアップ計画
- ✓ 効果的・効率的整備のため、国が提示する標準仕様書に基づく、都道府県単位を基本とした広域・大規模調達計画
- ✓ 高速大容量回線の接続が可能な環境にあることを前提とした校内LAN整備計画、あるいはランニングコストの確保を踏まえたLTE活用計画
- ✓ 現行の「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画(2018～2022年度)」に基づく、地方財政措置を活用した「端末3クラスに1クラス分の配備」計画



※支援メニュー

- ① 校内LAN整備+端末整備
- ② 端末独自整備を前提とした校内LAN整備
- ③ LTE通信費等独自確保を前提とした端末整備

38

図3：安心と成長の未来を拓く総合経済対策 <施策例> (内閣府)

2 教育の情報化に関する文部科学省の報告等

(1) 新時代の学びを支える先端技術活用推進方策（最終まとめ）（令和元年6月）

文部科学省では、平成30年11月に公表した「新時代の学びを支える先端技術のフル活用に向けて～柴山・学びの革新プラン～」を受け、「新時代の学びを支える先端技術活用推進方策(最終まとめ)」を令和元年6月に取りまとめています。

このまとめには、「ICTを基盤とした最適な先端技術・教育ビッグデータ」を効果的に活用することで、子どもたちの力を最大限引き出し、「多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、公正で個別最適化された学び」を実現するため、目指すべき次世代の学校・教育現場を具体的に提示し、その現状と課題が整理されております。その上で、ICTを基盤とした先端技術の効果的な活用に関する基本的考え方の提示、諸外国の分析等を踏まえつつ、教育ビッグデータの利活用を受けた取組の推進、クラウドや「SINET」の活用、具体的な整備モデルの提示等による安価で使いやすいICT環境整備の促進といった今後の取組方策を打ち出しております。

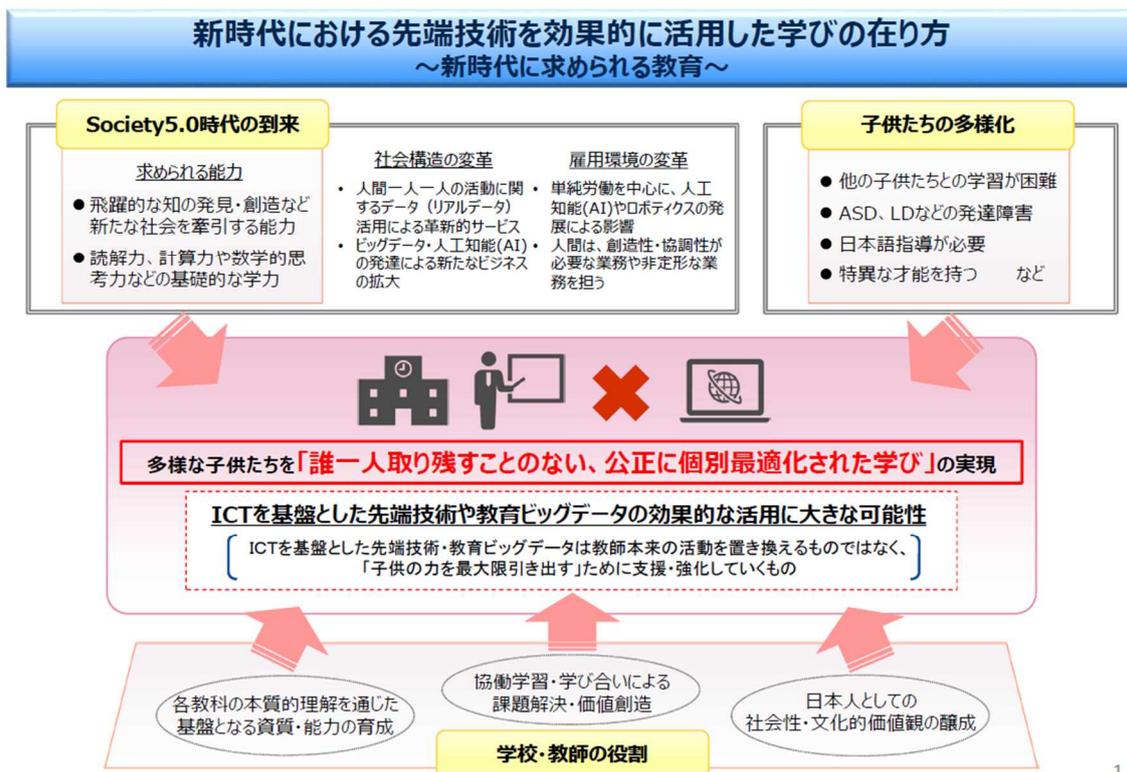


図4：【概要】新時代の学びを支える先端技術活用方策（最終まとめ）

教育現場でICT環境を基盤とした先端技術・教育ビッグデータを活用することの意義



図5：【概要】新時代の学びを支える先端技術活用方策（最終まとめ）

ICT環境を基盤とした先端技術・教育ビッグデータが活用される教育現場 ～202X年 未来のイメージ・スナップショット～



図6：【概要】新時代の学びを支える先端技術活用方策（最終まとめ）

(2) 新しい時代の初等中等教育の在り方 論点取りまとめ (令和元年 12 月)

令和元年 12 月 26 日、中央教育審議会初等中等教育分科会から「新しい時代の初等中等教育の在り方 論点取りまとめ」が公表されました。

新しい時代を見据えた学校教育の(2020 年代を通じて実現を目指すイメージ)として、子どもの学びについて、「多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、個別最適化された学びが実現」すること、子どもの学びを支える環境として、「全国津々浦々の学校において質の高い教育活動を実施可能とする環境が整備」されていることが挙げられています。

I C Tや先端技術の効果的な活用には、教師を支援するツールとしての I C T環境や先端技術が不可欠です。しかし、現状の情報化の致命的な遅延や地域間格差は、学習環境・職場環境として問題があり、教育の機会均等という観点からも令和の学校のスタンダードの実現に向け、ソフト・ハード一体で国の取組を早急に進めるべきと提言されました。

ハード面では、国家プロジェクトとしての学校 I C T環境整備の抜本的充実が必要であり、児童・生徒一人一台コンピュータを実現し、通信ネットワーク環境、クラウド活用もセットで推進することが示されています。

また、ソフト面では、デジタル教科書・教材などの先端技術の活用により知識・技能の定着に係る授業時間を短縮し、探究的な学習などに時間をかけることが可能となります。

これらの取組と併せて、今後、教師の在り方や果たすべき役割、指導体制の在り方、I C T活用指導力の向上方策はどうあるべきかなど、令和 2 年度内を目途に方向性を示すこと、先端技術の活用等を踏まえた年間授業時数や標準的な授業時間等の在り方、学年を超えた学びについてどう考えるかなどを早急に検討すること、デジタル教科書の今後の在り方等について新学習指導要領実施後の改訂教科書の使用開始の時期(小学校は令和 6 年度、中学校は令和 7 年度)等も見据えつつ、令和 2 年度内を目途に方向性を示すことなどが示されています。

(3) 教育課程部会における審議のまとめ (令和 3 年 1 月)

中央教育審議会の初等中等教育分科会から、令和 3 年 1 月 25 日に「教育課程部会における審議のまとめ」が公表されました。

Society5.0 時代の到来を見据え、I C Tを活用した個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実が強調されています。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による臨時休業の長期化により、多様な子ども一人一人が自律した学習者として学び続けていけるようになっている

か、という点が改めて焦点化されたことも踏まえ、子どもがICTも活用しながら自ら学習を調整しながら学んでいくことができるよう「個に応じた指導」を充実することの必要性が述べられています。

ICTの活用については、ICTは学校教育に必要不可欠なものであり、一人一台の端末環境を生かし、端末を日常的に活用していく必要があること、ICTの活用は知識の習得のみならず、児童・生徒の探究や表現、学習内容の他の児童・生徒との共有など、「協働的な学び」や学びの振り返りを行う際の有効な手段にもなること、ICTを利用して空間的・時間的制約を緩和することにより、他の学校・地域や海外との交流なども含め、今までできなかった学習活動も可能となることなどが示されています。

一人一台の端末環境を生かし、端末を日常的に活用することで、ICTの活用が特別なことではなく「当たり前」のこととなるようにするとともに、ICTにより現実の社会で行われているような方法で児童・生徒も学ぶなど、学校教育を現代化することが必要であること、子どもたち自身がICTを「文房具」として自由な発想で活用できるよう環境を整え、授業をデザインしていくことが述べられています。

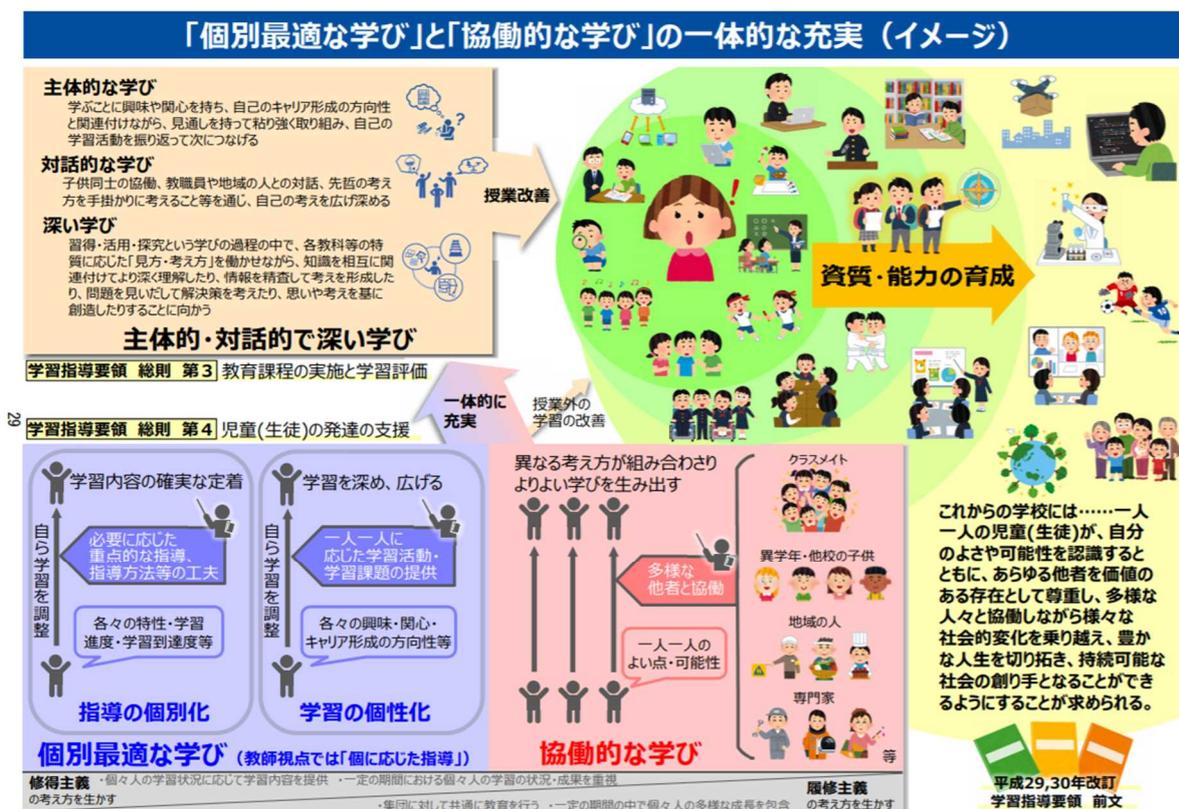


図7：教育課程部会における審議のまとめ（中央教育審議会 初等中等教育分科会 教育課程部会）

(4) 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現～(答申)(令和3年1月26日)

中央教育審議会から、令和3年1月26日に『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現～(答申)」が公表されました。

ポストコロナ時代の新しい学びのポイントを示す、幼児教育から特別支援教育などまでを含む幅広い提案となっています。

予測不可能な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力の育成に向け、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させ、新学習指導要領が目指している「主体的・対話的で深い学び」の実現につなげるという、「令和の日本型学校教育」の理念が打ち出されています。

ICT活用に関しては、学校教育に「不可欠」と位置付け、ICTを「文房具」として自由な発想で活用できるようにし、授業改善に生かすことや、学習履歴(スタディ・ログ)など教育データを活用した個別最適な学びの充実、学校の授業時間内で、対面指導に加え、遠隔授業やオンデマンドの動画教材などを取り入れた授業モデルの展開などを挙げています。また、不登校児童・生徒や障害のある児童・生徒、日本語指導が必要な児童・生徒を支援するために、ICTを活用することも求めています。

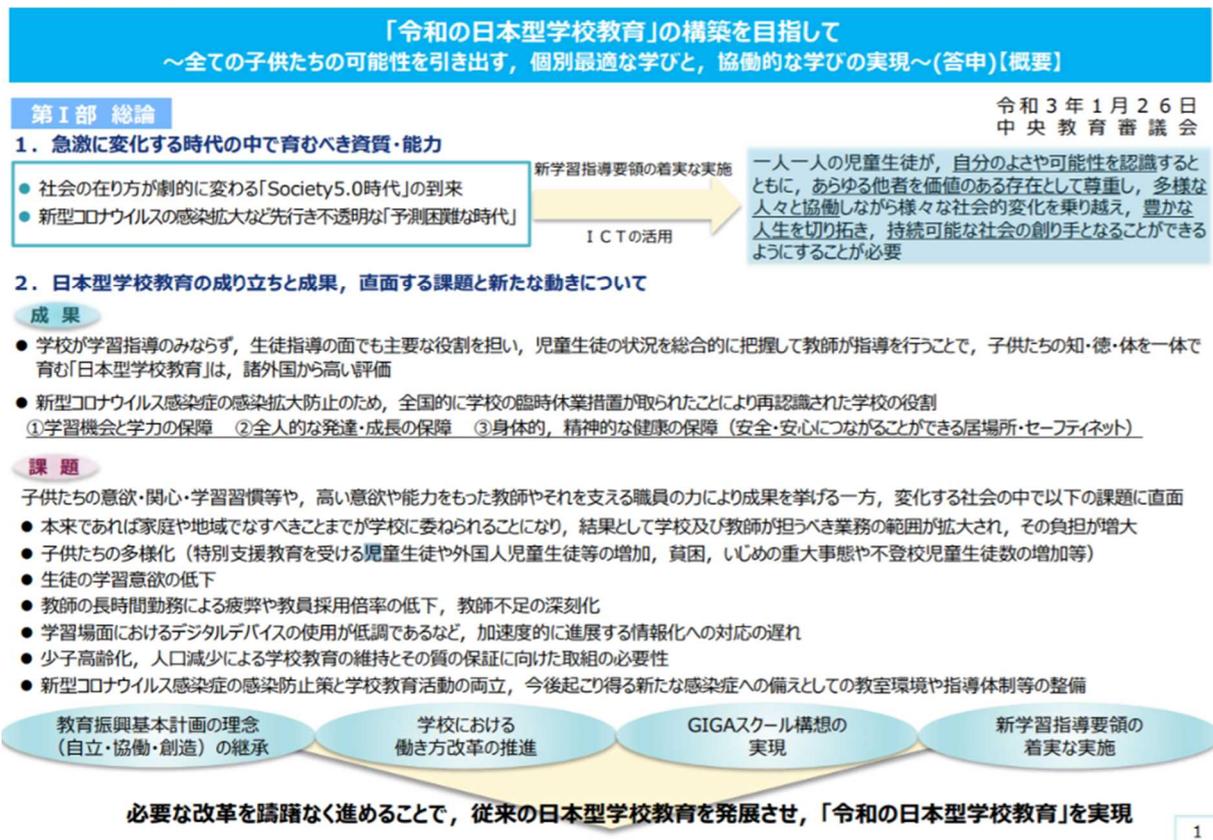


図8：「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申) (中央教育審議会)

3 国の整備目標値

文部科学省は、平成 29 年 12 月に「教育の I C T 化に向けた環境整備 5 か年計画」を公表し、具体的な整備目標を示しています。また、平成 30 年 6 月に「第 3 期教育振興基本計画」を公表し（3 頁参照）、目標の一つに、「I C T 利活用のための基盤の整備」を定めています。

学校における I C T 環境整備について

教育の I C T 化に向けた環境整備 5 か年計画（2018～2022年度）

新学習指導要領においては、情報活用能力が、言語能力、問題発見・解決能力等と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けられ、「各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図る」ことが明記されるとともに、小学校においては、プログラミング教育が必修化されるなど、今後の学習活動において、積極的に I C T を活用することが想定されています。

このため、文部科学省では、新学習指導要領の実施を見据え「2018年度以降の学校における I C T 環境の整備方針」を取りまとめるとともに、当該整備方針を踏まえ「教育の I C T 化に向けた環境整備 5 か年計画（2018～2022年度）」を策定しました。また、このために必要な経費については、**2018～2022年度まで単年度1,805億円の地方財政措置を講じる**こととされています。

2018年度以降の学校における I C T 環境の整備方針で目標とされている水準

- 学習者用コンピュータ **3 クラスに 1 クラス分程度整備**
 - 指導者用コンピュータ **授業を担当する教師 1 人 1 台**
 - 大型提示装置・実物投影機 **100%整備**
各普通教室 **1** 台、特別教室用として **6** 台
（実物投影機は、整備実態を踏まえ、小学校及び特別支援学校に整備）
 - 超高速インターネット及び無線 LAN **100%整備**
 - 統合型校務支援システム **100%整備**
 - I C T 支援員 **4 校に 1 人配置**
 - 上記のほか、学習用ツール^(※)、予備用学習者用コンピュータ、充電保管庫、学習用サーバ、校務用サーバ、校務用コンピュータやセキュリティに関するソフトウェアについても整備
- (※) ワープロソフトや表計算ソフト、プレゼンテーションソフトなどをはじめとする各教科等の学習活動に共通で必要なソフトウェア

1日1コマ分程度、児童生徒が1人1台環境で学習できる環境の実現



図 9：学校における I C T 環境の整備について（教育の I C T 化に向けた環境整備 5 か年計画）（文部科学省）

その後、令和元年度補正予算において、児童・生徒向けの一人一台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するための経費が盛り込まれ、GIGA スクール構想を進めていくこととなりました。さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえて編成された令和 2 年度第 1 次補正予算では、GIGA スクール構想の加速のための予算が計上されました。

これらにより、令和時代における学校の「スタンダード」として、小学校から高等学校において、学校における高速大容量のネットワーク環境（校内 LAN）の整備を推進するとともに、令和 2 年度中までに義務教育段階の全学年の児童・生徒一人一台端末環境の整備を目指し、家庭への持ち帰りを含めて十分に活用できる環境の整備を図ることとなりました。

この GIGA スクール構想の実現により、災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても不安なく学習が継続できることを目指すとともに、これまでの実践と I C T の活用を適切に組み合わせることで、これからの学校教育

を大きく変化させ、様々な課題を解決し、学びの質を向上させることが期待されています。

令和元年度補正予算・令和2年度第1次補正予算を合わせた全体像

G I G Aスクール構想の実現

4,610億円 (文部科学省所管)

令和元年度補正予算額 2,318億円

令和2年度1次補正予算額 2,292億円

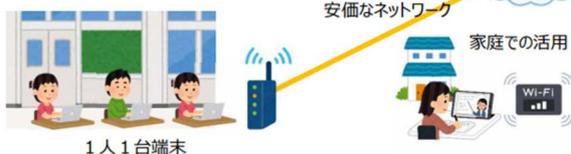
Society5.0時代を生きる子供たちに相応しい、誰一人取り残すことのない公正に個別最適化され、創造性を育む学びを実現するため、「1人1台端末」と学校における高速通信ネットワークを整備する。

目指すべき
次世代の
学校・
教育現場

- ✓ 学びにおける時間・距離などの制約を取り払う ～遠隔・オンライン教育の実施～
- ✓ 個別に最適で効果的な学びや支援 ～個々の子供の状況を客観的・継続的に把握・共有～
- ✓ プロジェクト型学習を通じて創造性を育む ～文理分断の脱却とPBLによるSTEAM教育の実現～
- ✓ 校務の効率化 ～学校における事務を迅速かつ便利、効率的に～
- ✓ 学びの知見の共有や生成 ～教師の経験知と科学的視点のベストミックス(EBPMの促進)～

新しいICT環境 クラウド

高速大容量
機密性の高い
安価なネットワーク



児童生徒の端末整備支援

○ 「1人1台端末」の実現 **2,973億円**

国公立の小・中・特支等義務教育段階の児童生徒が使用するPC端末整備を支援
対象：国・公・私立の小・中・特支等
令和元年度 1,022億円
国公立：定額(上限4.5万円) 令和2年度1次 1,951億円
私立：1/2(上限4.5万円)

○ 障害のある児童生徒のための入出力支援装置整備 **11億円**

視覚や聴覚、身体等に障害のある児童生徒が、端末の使用にあたって必要となる障害に対応した入出力支援装置の整備を支援
対象：国・公・私立の小・中・特支等
国立、公立：定額、私立：1/2

学校ネットワーク環境の全校整備 **1,367億円**

小・中・特別支援・高等学校における校内LAN環境の整備を支援
加えて電源キャビネット整備の支援
令和元年度 1,296億円
令和2年度1次 71億円
対象：国・公・私立の小・中・特支、高等学校等
公立、私立：1/2、国立：定額

G I G Aスクールサポーターの配置 **105億円**

急速な学校ICT化を進める自治体等のICT技術者の配置経費を支援
対象：国・公・私立の小・中・高校・特支等
国立：定額、公私立：1/2
令和2年度1次 105億円

緊急時における家庭でのオンライン学習環境の整備

○ 家庭学習のための通信機器整備支援 **147億円**

Wi-Fi環境が整っていない家庭に対する貸与等を目的として自治体が行う、LTE通信環境(モバイルルータ)の整備を支援
対象：国・公・私立の小・中・特支等
国立：定額(上限1万円)、私立：1/2(上限1万円)

○ 学校からの遠隔学習機能の強化 **6億円**

臨時休業等の緊急時に学校と児童生徒がやりとりを円滑に行うため、学校側が使用するカメラやマイクなどの通信装置等の整備を支援
対象：国・公・私立の小・中・高校・特支等
公私立：1/2(上限3.5万円)、国立：定額(上限3.5万円)

○ 「学びの保障」オンライン学習システムの導入 **1億円**

学校や家庭において端末を用いて学習・アセスメントが可能なプラットフォームの導入に向けた調査研究

1

図10：G I G Aスクール構想の実現(令和元年度補正予算・令和2年度第一次補正予算を合わせた全体像) (文部科学省)

